

機械器具 03 医療用消毒器

管理医療機器 小型包装品用高圧蒸気滅菌器 (JMDN : 38671020)

特定保守管理医療機器

卓上高圧蒸気滅菌器 AC-17

【警告】

1. 取扱説明書に従い、保守点検、定期交換を行うこと。
[パッキン不良等メンテナンス不足により、火傷の可能性や、蒸気漏れによる故障・感電のおそれがある]
2. 屋外その他、水のかかる環境又は高温多湿の環境で使用しないこと。[感電や故障の可能性]

【禁忌・禁止】

1. 運転後、滅菌物及びトレー等を取り出す際は、素手で高温部に触れないこと。[火傷のおそれがある]
2. 本品は医療器材以外のものには使用しないこと。[可燃物・爆発物・ガス等の滅菌による事故、その他対象外の滅菌による不良のおそれがある]
3. 本品には、メーカー指定の純正部品および付属品以外は使用しないこと。[弊社責任範囲を超えるため]
4. 供給水は精製水(純水、蒸留水)以外使用しないこと。[故障や事故に繋がるおそれがある]
5. 滅菌物の添付文書や取扱説明書の指示に従わず使用しないこと。[滅菌物の損壊等の可能性がある]
6. 液体滅菌は行わないこと。[故障や事故のおそれがある]

【形状・構造及び原理等】

1.形状



本体の寸法 : 500 (幅) × 430 (高さ) × 665 (奥行) mm
重量 : 53 kg

2.構成

- (1) 本体
- (2) 付属品
 - 1) トレー
 - 2) トレーラック
 - 3) トレーハンドル
 - 4) 排水チューブ
 - 5) 電源コード

3.電氣的定格

- ・ 定格電圧 : 単相 AC 200 V±20 V
- ・ 電源周波数 : 50 / 60 Hz
- ・ 消費電力 : 1,650 VA
- ・ 電撃に対する保護形式の分類 : クラス I
- ・ 電撃に対する保護の程度による装着部の分類 : 装着部なし

4.仕様

- ・ チャンバー有効容量 : 17 L
- ・ 最高作動圧力 : 0.23 MPa

5.原理

真空ポンプによりチャンバー内を減圧する。蒸気発生器によって水を加熱し、チャンバー内に蒸気を発生させ、医療機器等を滅菌する。その後、真空乾燥させ、HEPA フィルターを通し、空気を外部から入れ、外部の大気圧と均衡させる。

【使用目的又は効果】

高圧を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用し、医療に使用する器具機材を滅菌する。

【使用方法等】

1.使用準備

- (1) プリンターに用紙があるか確認し、ない場合は交換する。
- (2) 記録を保存するために SD カードが必要な場合は、SD カードが挿入されているか確認する。
- (3) ドアパッキンやチャンバー表面に汚れの付着がないか確認する。
- (4) 給水タンクに水が入っていることを確認し、足りない場合は精製水を入れる。
- (5) 排水タンクが満水である場合は運転できないため排水タンクの水を排出する。

2.使用方法

- (1) 電源スイッチを押し、本体の電源を入れる。
- (2) トレーハンドルを使用し、滅菌物をチャンバー内へ設置する。
- (3) ドアレバーを使用し、ドアをしっかり閉める。
- (4) タッチパネルを操作し、プログラムを設定し、開始する。
- (5) 運転終了後、ドアを開け、トレーハンドルを使用し滅菌物を取り出す。
- (6) 運転記録を確認する。
- (7) 電源スイッチを押し、電源を切る。

【使用上の注意】

重要な基本的注意

1. 使用環境 : 温度 5℃～40℃、相対湿度≤80%
2. 可燃物の近く、及び引火の危険がある場所で使用しないこと。
3. 給水は必ず精製水(純水、蒸留水)を使用すること。
4. 液体の滅菌は行わないこと。
5. 滅菌終了後、滅菌物及び滅菌トレーは高温になっているため、取り出す際は、トレーハンドルを使用し、直接高温部に触れないこと。
6. アースが接続されていることを確認すること。
7. 電源コードを加工したり、無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしないこと。
8. 運転中は無理にドアを開けないこと。
9. 排気口、安全弁に手を近づけないこと。
10. 給水タンクに水を入れすぎないこと。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

- 1.保管方法
 - (1)保管条件

取扱説明書を必ずご参照ください。

温度：5℃～40℃ 相対湿度：≤80%

(2)貯蔵・保管の方法

- 1) 水のかからない場所に保管すること。
- 2) 気圧、温度、湿度、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などの影響を受けない場所に保管すること。
- 3) 保管中に傾斜、衝撃、振動を与えないこと。
- 4) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。

2.耐用期間

5 年〔自己認証（製造所データ）による〕

【保守・点検に係る事項】

使用者による保守点検事項

頻度	内容
週 1 回	チャンバー、ドアパッキンの清掃
月 1 回	給水タンク、ストレーナー、外觀の清掃および蒸気漏れの点検
500 回運転ごと	HEPA フィルターの交換
年 1 回	チャンバー、ドアパッキン、チャンバードア、付属品、ボタン電池の点検
2 年 1 回または 2000 回運転ごと	ドアパッキン、ボタン電池の交換

業者による保守点検事項

頻度	内容
年 1 回	安全弁、センサー、ドアロック機構、蒸気回路の点検 滅菌履歴の確認

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

サラヤ株式会社

大阪府大阪市東住吉区湯里 2-2-8

TEL：06-6797-2525

製造業者

Ningbo Haishu Life Medical Technology Co., Ltd.

（中華人民共和国）

取扱説明書を必ずご参照ください。